



北のひろめーる

厚岸警察署 No.66

令和6年9月6日



運転免許証の自主返納についてのご案内

高齢などの理由で体の衰えを感じている方は自らの意思で運転免許を返納することができます。

運転免許の返納は有効期間内に運転免許証の取消しを申請することで、全ての免許を取消することができます。

ただし、**取消しは運転免許保有者自らの意思で申請**しなければ手続きをすることはできません。

運転はしないけど顔写真の入った身分証明書として運転免許証が必要という方には、運転免許証の取消し申請と同時に運転経歴証明書(有料1,100円)の申請をご案内しています。

運転経歴証明書の申請に必要な証明写真は厚岸警察署で1,000円で撮影することもできます。



手続きに必要なもの

運転免許証

(有効期間内のもの)



よくある質問

質問① 本人が行かないとだめですか？

答え① 本人による取消申請書への署名が必要のため、警察署または運転免許試験場へ来ていただく必要があります。

質問② 本人が長期入院中や寝たきりのため行くことができません。

答え② 警察署に来ることができない場合は、本人に定められた様式の委任状や確認書を記載していただき、代理人による申請も可能です。

また、郵送による返納も行っておりますので、いずれかの方法による返納を希望の方は、一度、厚岸警察署に相談してください。

質問③ 自主返納の対象とならない人はいますか？

答え③ 免許の取消し、免許停止の基準に該当している方、免許停止中の方、初心運転者の再試験の基準に該当している方は対象となりません。

不明点は厚岸警察署または釧路運転免許試験場までお問い合わせください。

厚岸警察署 TEL0153-52-0110

釧路運転免許試験場 TEL0154-57-5913